

楽しく介護のすすめ ~心と体の健康講座~

●北部介護者教室 ※4回シリーズですが1回のみ参加も可

【会場】名古屋市総合社会福祉会館7階 中会議室または研修室東西 (北区清水四丁目17-1 北区総合庁舎内)

10/21(金) 「食事介助の基本のキ ~食事姿勢と介助の実践~」

10/28(金) 「おむつの使い方 ~モれるには理由がある~」

11/ 4(金) 「アロマテラピーで香りのドライフラワーボックス作り」

11/10(木) 「福祉用具でらくらく! 起き上がりと移乗」 ※終了後プラザおしゃべりサロンを開催(午後4時まで)

●南部介護者教室 ※4回シリーズですが1回のみ参加も可

【会場】名古屋市総合リハビリテーションセンター4階大研修室 (瑞穂区弥富町字密柑山1-2)

11/26(土) 「おむつの使い方 ~モれるには理由がある~」

12/ 3(土) 「食事介助の基本のキ ~食事姿勢と介助の実践~」

12/10(土) 「新聞ちぎり絵でお正月の色紙作り」

12/24(土) 「福祉用具でらくらく! 起き上がりと移乗」 ※終了後プラザおしゃべりサロンを開催(午後4時まで)

【開催時間】午後1時30分~3時 各回終了後、介護に関する個別相談会を実施(午後3時30分まで)

【定員】各回20名

【費用】無料

【申込】北部介護者教室は受付中、南部介護者教室は10月20日(木)の午前10時より電話・FAX・郵送・窓口・Webにて受付開始(先着順)

◆申し込み先・問い合わせ先

なごや福祉用具プラザ(開館時間 午前10時~午後6時、月祝休) 〒466-0015名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1 御器所ステーションビル3階 TEL(052)851-0051 FAX(052)851-0056 インターネット「なごや福祉用具プラザ」で検索 ウェブサイトはこちらから▶



◆主催 名古屋市・名古屋市総合リハビリテーション事業団 なごや福祉用具プラザ

愛知県警察からののお知らせ

百貨店店員と警察官からの電話、それホント? 詐欺の電話に注意!

愛知県内では、百貨店店員や警察官を名乗った特殊詐欺が多発!



●被害を防止するために

特殊詐欺は、自宅固定電話への電話から始まります。犯人と直接会話をしない対策が有効です。

◎「留守番電話設定」にしましょう!

…自宅固定電話を常時留守番電話に設定し、相手のメッセージを聞いてからかけ直しましょう。

◎「被害防止機能付き電話機」を使いましょう!

…自動録音機能や警告メッセージが流れる機能が付いている電話機を活用しましょう。家電量販店等で販売しています。

高齢運転者の方、ご注意ください!

高齢者の運転免許証の更新制度が変わりました。75歳以上で、過去3年間に一定の違反歴がある方は、運転免許更新手続きの前に運転技能検査に合格しなければ、運転免許証の更新を受けることができません。安全運転をお願いします。



●運転技能検査の対象者

更新期間満了日における年齢が75歳以上(令和4年10月12日以降に誕生日を迎える方から適用されます)の普通自動車対応免許を保有する方のうち、運転免許証の有効期間満了日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に、一定の違反行為がある方が対象になります。

詳細は愛知県警ホームページをご覧ください。

◎愛知県警察本部運転免許課コールセンター

☎0570-02-7050(午前9時~午後5時、土日祝日・年末年始を除く)

令和4年度 犯罪被害を学ぶ会(参加無料)

第1回トークセッション

「被害者の実情と必要な支援」

【とき】10月20日(木) 午後2時~3時50分

【ところ】緑文化小劇場 (緑区乗鞍二丁目223番地の1)

【講師】NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす

【会場参加申込期限】10月17日(月)

第2回講演

「尊きいのちみつめて」

【とき】11月16日(水) 午後2時~3時50分

【ところ】青少年文化センターアートピアホール (中区栄三丁目18番1号ナディアパーク内デザインセンタービル11階)

【講師】佐藤 逸代氏(交通犯罪被害者遺族)

【会場参加申込期限】11月11日(金)

申込方法

【ファックス】送信先 052-972-6453

【はがき】送付先 〒460-8508 中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局人権施策推進室

【電子メール】アドレス a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

◎記入事項(各申込方法共通) ①参加の講座(第1回・第2回・両方) ②住所 ③名前(ふりがな) ④電話番号

オンラインでの参加

申込期限は会場参加申込期限の1週間前まで。詳細は名古屋市公式ウェブサイトへ

◎問い合わせ先 名古屋市スポーツ市民局人権施策推進室 TEL052-972-2582

書き損じはがき キャンペーンへの協力のお願い ユネスコ世界寺子屋運動「書き損じはがきキャンペーン」にご協力いただきました。誠にありがとうございます。市老連会員の皆さまから寄せられた書き損じはがきは1834枚、切手は112枚、収入印紙は5枚で、お金に換算すると10万7315円相当でした。



書き損じはがき キャンペーンマスコットの「はがきちゃん」

なごや見守り情報 55

インターネットの定期購入トラブルにご注意!

インターネット通販を利用する際は、定期購入のトラブルに遭わないよう、注文の前にはしっかりと確認しましょう。

◆ インターネット通販に関する相談が、全国の消費生活センターに多く寄せられています。

【事例】

スマホの動画サイトの広告から誘導され、「初回550円」の美白クリームを知った。「解約保証」と書いてあり、550円なら一度試してみようと思ったところ、一カ月後、また同じ商品が届いた。サイトをよく確認すると、電話で解約しない限り定期的に商品が届くことがわかったが、電話が繋がらず解約できない。

改正特定商取引法では、販売業者は「最終確認画面」で顧客が注文を確定する直前に、簡単に契約内容を確認できるように表示することを義務付けています。注文を確定する前に、以下の点をよく確認してください。 ・契約内容(定期購入になっているか。定期購入の場合、継続期間や購入回数) ・支払うことになる総額 ・解約や返品の方法 ・解約方法 など

義務付けられた表示がされず、誤認して申し込んだ時には申し込みを取り消せませんが、表示に問題がない場合、返品できるかどうかは販売業者が定める条件に従うこととなります。通信販売に、クーリング・オフ制度はありません。ネット通販を利用する時には、最終確認画面をきちんと確認し、保存しておくようにしましょう。

【ご相談先】名古屋市消費生活センター

☎222-9671(月~土)

※祝休日・年末年始を除く ※土曜日は電話相談のみ 相談受付時間 午前9時~午後4時15分

ウェブサイト

https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/

名古屋市スポーツ市民局消費生活課

☎222-9679

